

議員必携

第八次改訂新版

追補

全国町村議會議長会

本書一七八頁・一七九頁につきまして、次のとおり差し替えとなります。

第八章 全員協議会

全員協議会は、議会における事実上の会議として開催されていたが、平成二〇年の法改正で、会議規則の定めるところにより、「議案の審査又は議会の運営に關し協議又は調整を行うための場」として、法律上明確に位置づけられることとなった。

(一) 全員協議会の運営

法定の全員協議会の運営に關し必要な事項は、議長が定めることとなるが、少なくとも次の点に留意する必要がある。

全員協議会は、議長が主宰するものであるが、招集については、議長のみの判断だけでなく、議会運営委員会に諮ることも必要な場合がある。

全員協議会の傍聴については、委員会と同様に考えられ、議長が判断することになる。

法定の会議であるからには、会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成する必要がある。協議や調整の経過について住民が知り得るようないく配慮が必要である。

をあわせたような場合がある。

その後の本会議の運営が円滑に進められる長所があるが、本会議の機能を代替するものではなく、また、すべてが公開の場で協議されるとも限らないので、必要最小限度にとどめるべきである。

(3) 町村長による事前説明及び意見の聴取

町村長の依頼を受けて、議長が招集するものの、目的は、町村長が、議会に提案予定の案件についての事前説明を行う場合もあれば、行財政運営上の重要な問題、企業誘致や開発行政に関連した对外折衝関連事項等について意見を求める場合もう、節度をもつて運用すべきである。

議員にとって、行政内容あるいは提出議案について、理解を深める機会にもなっているが、本会議や委員会と同様の実質審議となることがないよう、節度をもつて運用すべきである。

必要に応じて、町村長その他執行機関の職員や行動委員会の委員等に出席を求めることができるよう措置しておくべきである。

法定の全員協議会の活動は法的根拠を持つ議会活動であるため、費用弁償の支給対象となる。

会議規則で設けた全員協議会のほか、事実上の全員協議会を開くこともできる。

(二) 全員協議会の具体例

全員協議会は、次のような場合に開かれる。

(1) 議会独自の協議又は意見調整

議会自身の行事や運営・活動について協議したり、意見調整をするため、全員協議会が開かれること。この場合、町村長等の出席は要しない。

議会は、合議体の機関として開会中ばかりでなく閉会中も多様な対応が求められており、そのための打合せや意見調整の場として全員協議会が開かれている。

(2) 本会議の審議に伴う協議又は意見調整

本会議の審議の過程で、必要に応じて、議会を休憩して話し合いをする場合である。それには、議員相互の意見を調整する場合と、執行機関と議会側の意見の調整を図る場合、そして、この両者

【地方自治法第一〇〇条第一二項の改正】

別に定める。

本書五一一页下段一〇行に次の二項を追加し、現行版の第一二項を第一三項とし、第一三項から第一八項までを一項ずつ繰り下げます。

(12) 議会は、会議規則の定めるところにより、議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を設けることができる。

【標準】町村議会会議規則の改正】

本書三五六頁下段終わりから九行に「第十五章全員協議会」を追加し、現行版の第五章は第六章とし、一章ずつ繰り下げ、また第一二一条は第一一二二条とし、一条ずつ繰り下げます。

第十五章 全員協議会

(全員協議会)

第一百二十二条 法第二百条第十二項の規定により議案

の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場として、全員協議会を設ける。

2 全員協議会は、議員の全員で構成し、議長が招集する。

3 全員協議会の運営その他必要な事項は、議長が

【町村議会の運営に関する基準の改正】

本書四六五頁終わりから一行の「第14章全員協議会」を次のとおり改め、現行版の「145」から「153」を四ずつ繰り下げます。

第14章 全員協議会

144 全員協議会は、議長が主宰する。

145 全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、議長は必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

146 議長は、職員をして会議の概要、出席議員

の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

147 議長は、町(村)長その他必要があると認める者に対し、全員協議会への出席を求めることができる。

148 その他、全員協議会の運営に関して必要な事項は、議長が全員協議会に諮つて決定する。